

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2007-510644(P2007-510644A)

【公表日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2007-016

【出願番号】特願2006-538010(P2006-538010)

【国際特許分類】

C 0 7 F 7/18 (2006.01)

G 0 1 N 30/88 (2006.01)

【F I】

C 0 7 F 7/18 N

G 0 1 N 30/88 2 0 1 X

G 0 1 N 30/88 1 0 1 L

G 0 1 N 30/88 1 0 1 C

C 0 7 F 7/18 S

C 0 7 F 7/18 L

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月28日(2007.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

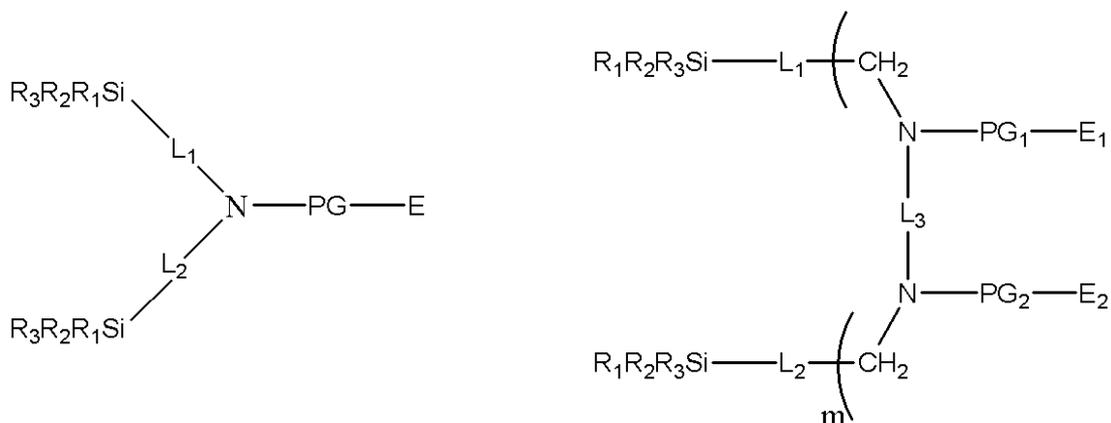
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の構造の一つを有する多官能性シリコン化合物：

【化1】



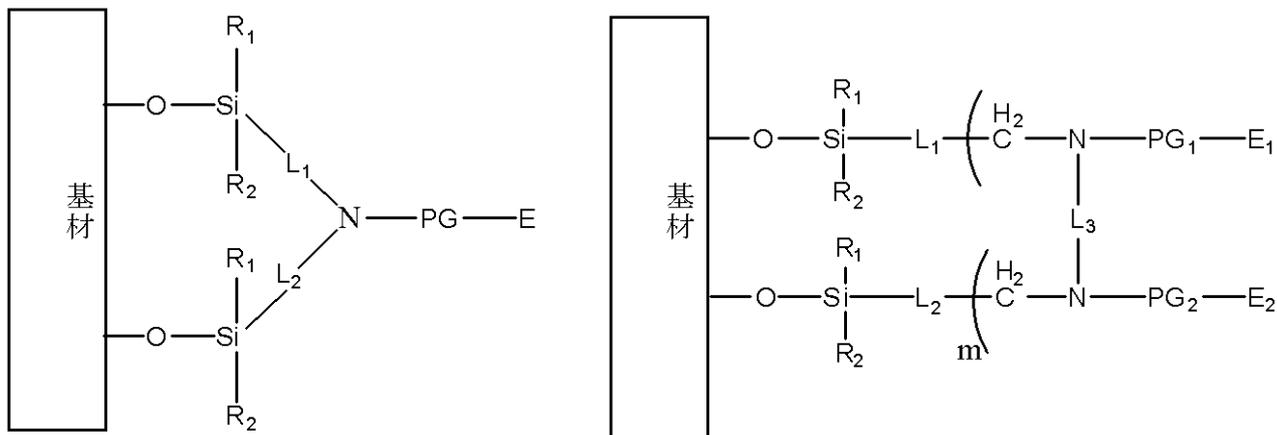
ここで、 R_1 、 R_2 及び R_3 の少なくとも一つは脱離基であり、該基は脱離の後に、前記構造の一におけるSiが、 $Si-O-Si$ 又は $Si-O-Zr$ 結合を形成することを可能とするものであり、

L_1 、 L_2 及び L_3 は、長さが1から100の置換アルキル鎖又はアルキル鎖を含み、 $m = 1 - 100$ であり；

$N-PG$ 、 $N-PG_1$ 及び $N-PG_2$ は窒素含有極性基であり；

E 、 E_1 及び E_2 のそれぞれが、アルキル基、置換アルキル基、アリアル基又は置換アリアル基を含み、1-50の炭素原子を含み、かつ以下から成る群より選択される官能基を

【化 4】



ここで、 R_1 及び R_2 の少なくとも一つは、独立にアルキル基又は置換アルキル基又は脱離基であり、該脱離基は脱離の後に、前記構造の一におけるSiが、 $Si-O-Si$ 又は $Si-O-Zr$ 結合を形成することを可能とするものであり、

L_1 、 L_2 及び L_3 は、長さが1から100炭素の置換アルキル鎖又はアルキル鎖を含み

$m = 1 - 100$ であり；

$N-PG$ 、 $N-PG_1$ 及び $N-PG_2$ は窒素含有極性基であり；

E 、 E_1 及び E_2 はそれぞれ、アルキル基、置換アルキル基、アリアル基又は置換アリアル基を含み、1から50炭素原子を含み、かつ以下から成る群より選択される官能基を含まない：ヒドロキシル、カルボキシル、アミノ、チオ、ハロ及びスルホネート部分。

【請求項 1 1】

$N-PG$ がアミド、カルバメート、スルホンアミド及びウレアから成る群より選択される、請求項 1 0 に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記基材がシリカ基材である、請求項 1 0 に記載の組成物。

【請求項 1 3】

前記シリカ基材がシリカゲルを含む、請求項 1 2 に記載の組成物。

【請求項 1 4】

前記基材がゾル-ゲル又はハイブリッドゾル-ゲル/ポリマーを含む、請求項 1 0 に記載の組成物。

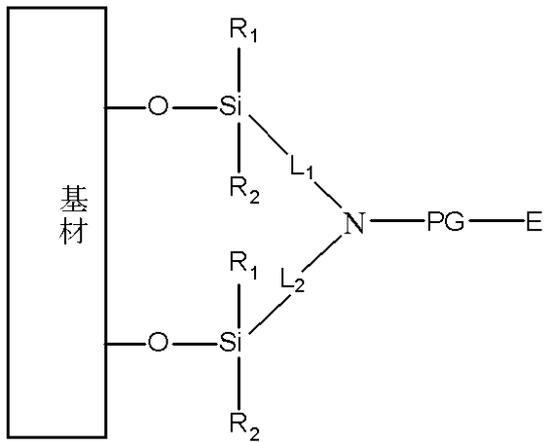
【請求項 1 5】

逆相クロマトグラフィーの分離媒体としての使用に適したフロー-スルーベッドにおける、請求項 1 0 に記載の組成物。

【請求項 1 6】

以下の構造を有する請求項 1 0 に記載の組成物：

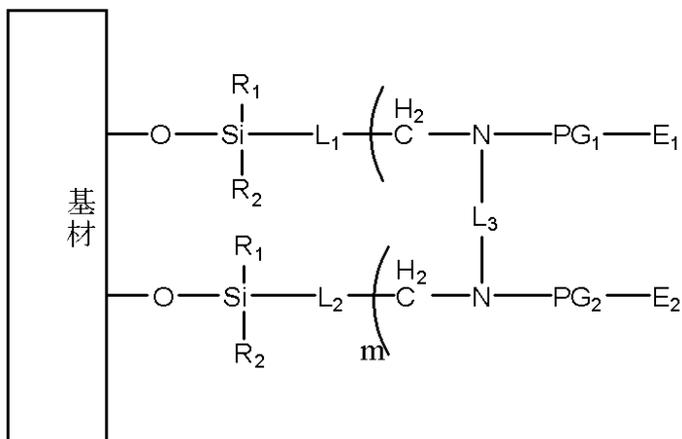
【化5】



【請求項17】

以下の構造を有する請求項10に記載の組成物：

【化6】



【請求項18】

請求項10の組成物を含む分離媒体のベッドを通して、水性液状流を流すことを含む、クロマトグラフィー法。